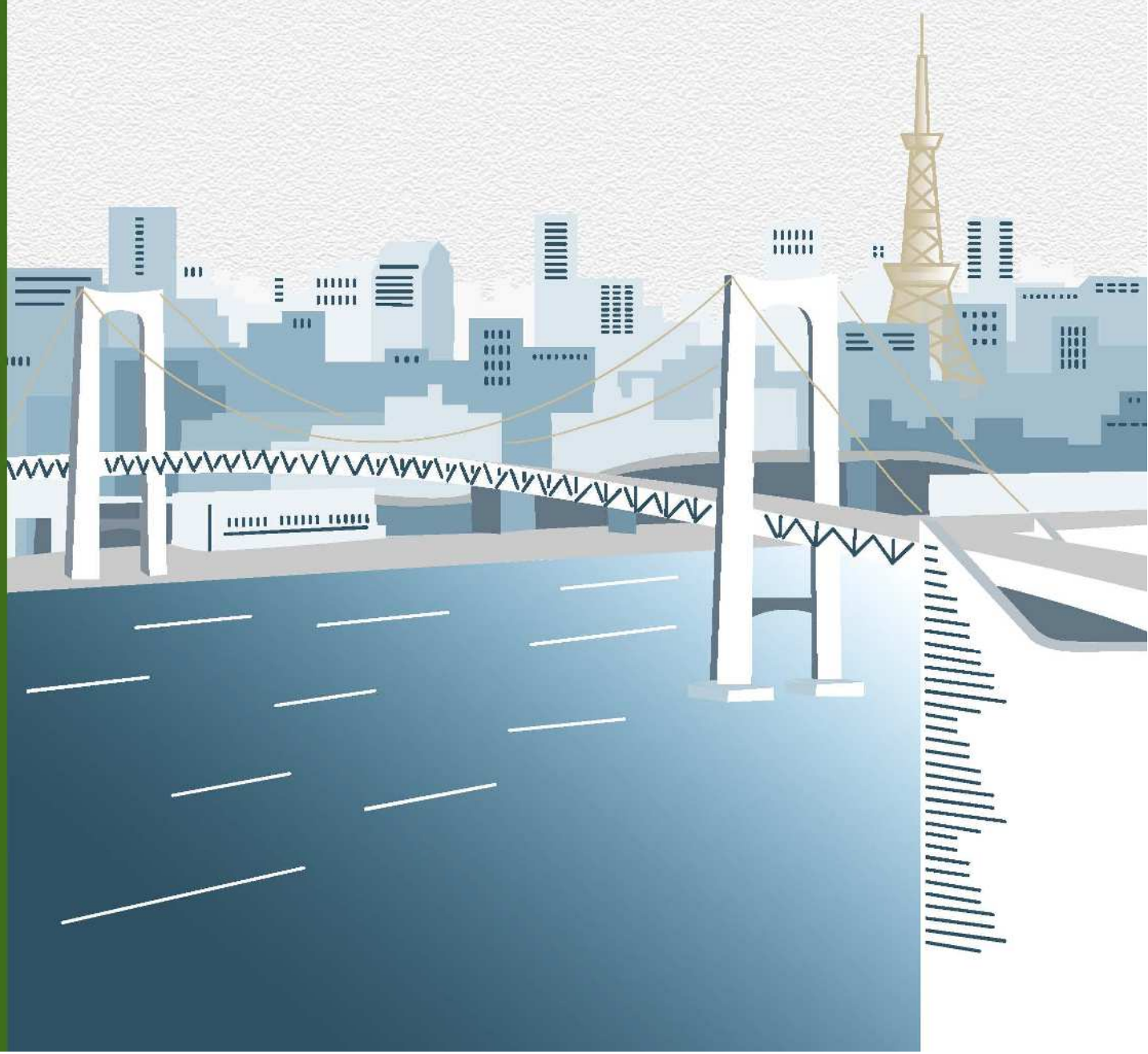


港区すまいのガイドブック

各種住宅施策のご案内



1 住宅をお探しの人	3
(1) 公的住宅のご案内	3
①区営住宅	3
②特定公共賃貸住宅（一般型住戸）・区立住宅	4
③特定公共賃貸住宅（高齢型住戸）	4
④地域優良賃貸住宅	5
⑤区立高齢者集合住宅	5
⑥サービス付き高齢者向け住宅	6
⑦区立障害者住宅	6
⑧その他の住宅	7
(2) 子育て世帯等の住宅取得支援	8
(3) 民間賃貸住宅入居支援	9
①高齢者世帯等に対する民間賃貸住宅及び債務保証会社の紹介と費用の一部助成	9
★高齢者に部屋を貸している家主向け「家主あんしんサポート保険」	9
2 住宅・マンションの改修等に関する支援	10
(1) 高齢者世帯に関する支援	10
①高齢者自立支援住宅改修給付	マ 他 10
②高齢者昇降機設置助成	マ 他 11
③共同住宅バリアフリー化支援	マ 他 11
④高齢者救急通報システム設置	マ 他 12
⑤高齢者エアコン購入費用給付事業	マ 他 12
(2) 木造住宅の耐震化に関する支援	13
①戸建て住宅等耐震アドバイザー派遣（無料）	他 13
②木造住宅耐震診断事業（無料）	他 13
③木造建築物の耐震改修工事等の費用助成	他 14
④建替えの費用助成	他 14
(3) マンションの管理に関する支援	15
①マンション管理アドバイザー派遣（無料）	マ 15
②建替え・改修支援コンサルタント派遣（無料）	マ 15
③耐震アドバイザー派遣（無料）	マ 15
④耐震確認調査費用助成	マ 16
⑤マンション劣化診断調査費用助成	マ 16
⑥建替え・改修計画案等作成費用助成	マ 17
⑦分譲マンション共用部分リフォーム融資の債務保証料助成	マ 17
⑧共同住宅宅配ボックス設置費用助成	マ 18
(4) 非木造建築物の耐震化に関する支援	19
①耐震診断の費用助成	マ 他 19
②補強設計、耐震改修工事の費用助成	マ 他 20
③建替え・除却の費用助成	マ 他 21
(5) 特定及び一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化助成に関する支援	マ 他 22
3 その他の助成	23
(1) エレベーター安全装置等設置助成	マ 23
(2) 細街路拡幅整備費用助成	マ 他 23
(3) 止水板設置工事等の助成	マ 他 23
(4) がけ・擁壁改修工事等支援事業	マ 他 24

(5) ブロック塀等耐震化支援事業	マ	他	25
(6) 緑化の助成（屋上、壁面含む）	マ	他	26
(7) 保護樹木等の指定及び助成	マ	他	27
(8) 家具転倒防止器具等助成	マ	他	28
(9) 家庭用生ごみ処理機等購入費助成	マ	他	28
(10) 住宅防犯対策助成事業	マ	他	29
(11) 共同住宅への防災アドバイザーの派遣（無料）	マ		30
(12) 地域への防災アドバイザーの派遣（無料）		他	30
(13) 港区防災ラジオの配付	マ	他	31
(14) 共同住宅の震災対策	マ		31
(15) 省エネコンサルタントの派遣（無料）	マ		33
(16) 高断熱サッシ設置費助成	マ	他	34
(17) 太陽光発電システム設置費助成	マ	他	34
(18) 高反射率塗料等材料費助成	マ	他	35
(19) 日射調整フィルム設置費助成	マ	他	35
(20) 蓄電システム設置費助成		他	35
(21) マンション管理組合等向け人感センサー付照明設置費助成	マ		36
(22) マンション管理組合等向け LED 照明設置費助成	マ		36
(23) 家庭用燃料電池システム（エネファーム）設置費助成		他	36
(24) マンション管理組合等向け高効率空調機器		マ	37
(25) アスベスト対策費助成	マ	他	37
(26) 高層マンション向け AED 配付事業	マ		37
4 各種相談制度			38
(1) 港区の相談窓口			38
①すまいの税務相談			38
②すまいの不動産相談			38
③マンション管理組合運営相談			38
④マンション管理の法律相談			38
⑤すまいの建築相談			39
⑥マンション建替え等相談			39
⑦生活全般に関する法律相談			39
⑧登記に関する相談			39
⑨司法書士による法律相談			40
⑩民泊に関する相談			40
(2) 東京都が紹介する相談窓口			40
①分譲マンション総合相談窓口			40
②マンションのリフォーム等に関する相談窓口			40
③マンションの大規模修繕、耐震改修、建替え等の資金の融資に関する相談窓口			41
☆東京都のマンション改良工事助成制度			41
☆管理状況届出制度			41
☆東京とどまるマンション情報登録・閲覧制度			42
☆マンションみらいネット			42
☆港区マンション管理計画認定制度			42

上記マはマンションの住民もしくは管理組合向け、他は戸建て事務所等向けのマークです

1 住宅をお探しの人

(1) 公的住宅のご案内

①区営住宅

概 要	住宅に困窮している所得の低い人を対象とした住宅です。家族向けと単身者向けがあります。
主な 申込資格	【家族向け】 ・ 申込者または申込者が配偶者の親が区内に居住している ・ 申込者とともにみなとマリージュ制度を利用する人（利用しようとする人を含む）または申込者とともに東京都パートナーシップ宣誓制度による証明を受けた人（証明を受けようとする人を含む）（以下これらを「パートナーシップ関係の相手方」という）の親が区内に居住している ・ 現に同居し、または同居しようとしている親族、里子またはパートナーシップ関係の相手方がいる ・ 世帯の所得が定められた基準内である ・ 現に居住用の自家を所有しておらず、住宅に困っている ・ 住民税を滞納していない ・ 申込者および同居予定者が暴力団員でない ・ 申込者が成年者である 【単身者向け】 ・ 申込者または申込者の親が区内に引き続き3年以上居住している ・ 申込者本人の所得が定められた基準内である ・ 現に居住用の自家を所有しておらず、住宅に困っている ・ 住民税を滞納していない ・ 申込者が暴力団員でない ・ 申込者が下記のア～クのいずれかに該当する成年者である - ア 60歳以上の人 - イ 心身障害者 - ウ 戦傷病者 - エ 原子爆弾被爆者 - オ 生活保護受給者 - カ 海外からの引揚者 - キ ハンセン病療養所入所者等 - ク 配偶者から暴力を受けた被害者 ※詳しくは募集期間に配布する案内をご覧ください。
問 合 せ 先	港区指定管理者 東急コミュニティー・東急セキュリティ共同事業体 03-5733-0109

②特定公共賃貸住宅（一般型住戸）・区立住宅

概 要	中堅所得者を対象とした住宅です。
主な 申込資格	【家族向け・単身者向け（特定公共賃貸住宅のみ）】 ・ 申込者または申込者か配偶者の親が区内に居住している ・ パートナーシップ関係の相手方の親が区内に居住している ・ 現に同居し、または同居しようとしている親族、里子またはパートナーシップ関係の相手方がいる（家族向けのみ該当） ・ 世帯の所得が定められた基準内である（単身者向けは、申込者本人の所得が定められた基準内である） ・ 現に居住用の自家を所有しておらず、自ら居住する住宅を必要としている ・ 住民税を滞納していない ・ 申込者および同居予定者が暴力団員でない ・ 申込者が成年者である ※詳しくは募集期間に配布する案内をご覧ください。
問 合 せ 先	港区指定管理者 東急コミュニティー・東急セキュリティ共同事業体 03-5733-0109

③特定公共賃貸住宅（高齢型住戸）

概 要	特定公共賃貸住宅シティハイツ港南の一部の住戸を、バリアフリー改修工事を実施した上で高齢者を対象として転用しています。
主な 申込資格	【家族向け・単身者向け】 ・ 申込者本人が 65 歳以上である ・ 申込者が区内に引き続き 3 年以上居住しているか、申込者か配偶者もしくはパートナーシップ関係の相手方の親または子が区内に引き続き 3 年以上居住している ・ 現に同居し、または同居しようとする親族、里子またはパートナーシップ関係の相手方がいる（家族向けのみ該当） ・ 世帯の所得が定められた基準内である（単身者向けは、申込者本人の所得が定められた基準内である）（世帯の所得が定められた基準の下限に満たない人であっても申し込むことができる場合があります） ・ 現に居住用の自家を所有しておらず、自ら居住する住宅を必要としている ・ 住民税を滞納していない ・ 申込者および同居予定者が暴力団員でない ※詳しくは募集期間に配布する案内をご覧ください。
問 合 せ 先	港区指定管理者 東急コミュニティー・東急セキュリティ共同事業体 03-5733-0109

④地域優良賃貸住宅

概 要	高齢者、障害者、子育て世帯等の居住の安定に特に配慮が必要な世帯を対象とした住宅です
主な 申込資格	・ 申込者本人が区内に居住しており、同居親族等がいる ※単身者は申込みできません。 ・ 申込者が次のいずれかに該当する世帯に属している - ア 高齢者世帯 - イ 障害者等世帯 - ウ 子育て世帯 - エ 新婚等世帯 ・ 世帯の所得が定められた基準内である ・ 現に居住用の自家を所有しておらず、自ら居住する住宅を必要としている ・ 住民税を滞納していない ・ 申込者および同居予定者が暴力団員でない ・ 申込者が成年者である ※詳しくは募集期間に配布する案内をご覧ください。
問 合 せ 先	港区指定管理者 東急コミュニティー・東急セキュリティ共同事業体 03-5733-0109

⑤区立高齢者集合住宅

概 要	住宅に困窮するひとり暮らしの高齢者、または高齢者のみの世帯が住み慣れた地域の中で自立して生活が続けられるよう、高齢者向けの設備を備え、緊急時の対応や安否確認を行う生活協力員が居住する住宅です。
主な 申込資格	【単身者向け・二人世帯向け】 ・ 65 歳以上のひとり暮らしの人（単身者用）、または申込者が 65 歳以上であり、65 歳以上の同居親族（配偶者の場合は 60 歳以上）か 60 歳以上のパートナーシップ関係の相手方がいる（二人世帯用） ・ 申込者が区内に引き続き 3 年以上居住している ・ 世帯が独立した日常生活を営める ・ 世帯の全員が住宅に困っている ・ 世帯の所得が 3,228,000 円以内である ・ 申込者および同居予定者が暴力団員でない ※詳しくは募集期間に配布する案内をご覧ください。
問 合 せ 先	①保健福祉支援部 高齢者支援課 高齢者施設係 03-3578-2420 ②港区指定管理者 （株）東急コミュニティー 03-5733-0158

⑥サービス付き高齢者向け住宅

概 要	バリアフリー対応の単身者用賃貸住宅で、主に、自立または軽度の要介護状態の高齢者向け住まいです。ケアの専門家による安否確認や生活相談サービスの提供などにより、高齢者が安心して暮らすことができる住宅です。
主な 申込資格	・ 60 歳以上の人 ・ 区内に引き続き 3 年以上居住している ・ 年間所得額が 5,844,000 円以内である ・ 暴力団員でない ※詳しくは募集期間に配布する案内をご覧ください。
問 合 せ 先	①保健福祉支援部 高齢者支援課 高齢者施設係 03-3578-2420 ②サービス付き高齢者向け住宅：悠楽里レジデンス六本木 運営事業者 ミアヘルサ株式会社 03-6447-5037

⑦区立障害者住宅

概 要	障害者のみまたは障害者を含む世帯の住宅困窮者に対して、バリアフリー仕様の住宅を提供します。募集に関しては、空室ができた時点で公募します。
主な 申込資格	・ 身体障害者手帳 1～4 級、愛の手帳 1～3 度、精神障害者保健福祉手帳 1・2 級、戦傷病者手帳(第 1 号表ノ 3 第 1 款症以上)の交付を受けた人、原爆被爆者のうち厚生労働大臣の認定書の交付を受けた人、難病患者で公的機関から補装具の判定を受けて車いすを使用している本人又はその世帯 ・ 申込者が区内に引き続き 3 年以上居住している ・ 単身者用入居者は、自立して日常生活を営める ・ 世帯の所得が定められた基準内であり、現に住宅に困っている ・ 住民税の滞納がない ・ 申込者および同居予定者が暴力団員でない ※詳しくはお問い合わせください。
問 合 せ 先	港区指定管理者 東急コミュニティー・東急セキュリティ共同事業体 03-5733-0109

●各住宅の募集予定時期

P3 ①については、令和 8 年 6 月、12 月、P4、5、6 ②、③、④、⑦については、令和 8 年 6 月、12 月、令和 9 年 3 月。(空き住戸がない場合は募集はありません。) P5 ⑤については、令和 8 年 11 月 P6 ⑥については、令和 8 年 8 月。令和 9 年度以降についてはお問い合わせください。

⑧その他の住宅

<都営住宅>

概 要	都内に居住していて、住宅に困っている所得の低い人を対象として東京都が供給する賃貸住宅です。家族向けと単身者向けがあります。
主な 申込資格	・ 都内に居住している（単身者向けは、都内に引き続き3年以上居住） ・ 同居親族がいる（単身者向けは、同居親族がいない） ・ 世帯の所得が定められた基準内であり、現に住宅に困っている ・ 申込者および同居予定者が暴力団員でない ※詳しくは募集期間に配布する案内をご覧ください。
問 合 せ 先	J K K 東京（東京都住宅供給公社） 都営住宅募集センター 03-3498-8894

<都民住宅>

概 要	中堅所得者（都営住宅の所得基準を超える人）を対象として東京都が供給する家族向け賃貸住宅です。
主な 申込資格	・ 日本国内に居住している（東京都が建設した住宅（都施行型）の場合は都内に居住している人に限る） ・ 同居親族がいて、かつ、世帯の所得が定められた基準内である ・ 現に自ら居住するための住宅を必要としている ・ 申込者および同居予定者が暴力団員でない ※詳しくは募集案内をご覧ください。
問 合 せ 先	① 指定法人管理型 J K K 東京（東京都住宅供給公社） 公社住宅募集センター 03-3409-2244 ② 東京都施行型 J K K 東京（東京都住宅供給公社） 都営住宅募集センター 03-3498-8894

<UR賃貸住宅（旧公団住宅）>

概 要	中堅所得者向け賃貸住宅。無抽選先着順募集（インターネットまたは窓口で申し込み可）のほか、高齢者向け優良賃貸住宅（一部抽選）もあります。
主な 申込資格	・ 継続して自ら居住するための住宅が現に必要である ・ 申し込み本人の平均月収額が、基準月収額以上である ※詳しくは募集案内をご覧ください。
問 合 せ 先	独立行政法人都市再生機構（旧都市基盤整備公団） UR八重洲営業センター 03-3271-0611



< J K K住宅（公社一般賃貸住宅） >

概 要	J K K東京が管理する中堅所得者向けの賃貸住宅です。（先着順）
主な 申込資格	・同居親族がいる（一部の住宅は単身者でも申し込みできます。） ・月収基準を満たしている ・自ら居住する住宅が必要である ※詳しくは募集案内をご覧ください。
問 合 せ 先	J K K東京（東京都住宅供給公社） 公社住宅募集センター 03-3409-2244

（２）子育て世帯等の住宅取得支援

概 要	子育て世帯や若年夫婦世帯が良質な住宅を取得し、港区に住み続けられるよう、住宅購入手続に要する費用の一部を補助します。
対象世帯	・子育て世帯（高校生年代以下の子どもがいる世帯） ・若年夫婦世帯（夫婦のいずれかが40歳未満の世帯）※事実婚含む
対象住宅	次の1及び2のいずれにも該当する住宅であること 1. 新耐震基準（昭和56年6月1日以後に建築確認を受けた住宅）又は耐震性を満たすことが確認できる住宅 2. 自己の居住用部分の床面積が50㎡以上である住宅
主な申込資格	・子育て世帯等が自ら居住する住宅であること ・子育て世帯等名義で区内の住宅の建築又は購入の契約をしていること ※工事請負契約書又は売買契約書の締結日の記載が令和6年12月6日以降（いずれも原契約の締結日）であること ・建物の所有権の保存又は移転登記の受付年月日から1年以内（※）であること ※令和8年度については申請の特例があります。詳しくはお問合せください。
助 成 額	一律10万円 また、【フラット35】地域連携型の併用で、借入れ当初5年間、年0.5%の金利引き下げ対象になるほか、民間金融機関と住宅ローンの金利優遇に関する連携も行っています。 ※詳しくはお問い合わせください
問 合 せ 先	街づくり支援部 住宅課 住宅支援係 03-3578-2223



(3) 民間賃貸住宅入居支援

①高齢者世帯等に対する民間賃貸住宅及び債務保証会社の紹介と費用の一部助成

概 要	住み替えが必要で新たな住まいに困窮している世帯に対し、民間賃貸住宅の紹介事業を通じて、良好な居住環境の確保を支援します。 また、入居費用の一部助成、債務保証会社の紹介、初回保証委託料の一部助成を行っています。※詳細はお問合せください。		
主な 申込資格	・区内に住所を有する 65 歳以上の高齢者世帯、障害者世帯、生活保護受給者世帯、ひとり親世帯 ・高齢者世帯が区内に転居先が決まった場合、転居先への救急通報システム（ライフリズムセンサー）の設置に了承している （その他、利用する制度によって所得制限等の対象要件あり） ※詳細はお問合せください。		
問 合 せ 先	各総合支所 区民課		
	【芝 地 区 総 合 支 所】	保健福祉係	03-3578-3161
		生活福祉係	03-3578-3171
	【麻 布 地 区 総 合 支 所】	保健福祉係	03-5114-8822
		生活福祉係	03-5114-8823
	【赤 坂 地 区 総 合 支 所】	保健福祉係	03-5413-7276
		生活福祉係	03-5413-7277
	【高 輪 地 区 総 合 支 所】	保健福祉係	03-5421-7085
		生活福祉係	03-5421-7087
	【芝浦港南地区総合支所】	保健福祉係	03-6400-0022
		生活福祉係	03-6400-0023

★高齢者に部屋を貸している家主向け「家主あんしんサポート保険」

概 要	単身高齢者世帯等が入居する住宅を対象に、賃貸戸室内における死亡事故による家主の損害を補償します。※詳細はお問合せください。
保険登録することができる民間賃貸住宅	(1) 所在地が区内であること (2) 入居者（賃借人）が 65 歳以上のひとり暮らし又は 65 歳以上の者を含む 60 歳以上の者で構成する世帯であること (3) 保険登録時の家賃が 20 万円以下であること
補 償 内 容	① 家賃損失による損害（月額家賃×50% 1 か月あたり上限 10 万円） ② 家賃減少損失による損害 （（月額家賃 - 値引後家賃）×50% 1 か月あたり上限 10 万円） ③ 原状回復費用（1 事故あたり上限 100 万円） ④ 事故対応費用（1 事故あたり上限 10 万円） ⑤ 事故再発防止費用（1 事故あたり上限 10 万円）
費 用	無料
問 合 せ 先	街づくり支援部 住宅課 住宅政策担当 03-3578-2289

2 住宅・マンションの改修等に関する支援

(1) 高齢者世帯に関する支援

① 高齢者自立支援住宅改修給付

概 要	転倒予防など高齢者の生活の質を確保することを目的に住宅を改修する費用を助成します。「予防給付」と「設備給付」があります。		
	給付名	内容	助成限度額
	(1)予防給付	① 手すりの取付け	200,000 円
		② 段差の解消	
		③ 滑り防止のための床材変更	
		④ 引き戸等への扉の取替え	
⑤ 和式から洋式への便器の取替え			
(2)設備給付	⑥ その他これらの工事に付帯して必要な工事		
	① 浴槽の取替えおよびこれに付帯して必要な給湯設備等の工事	379,000 円	
	② 流し、洗面台の取替えおよびこれに付帯して必要な給湯設備等の工事	156,000 円	
	③ 便器の洋式化およびこれに付帯して必要な工事	106,000 円	
※必ず工事着手前に申請してください。			
対 象	65 歳以上で、日常生活動作に困難があり、住宅改修が必要と認められる人で (1)は、介護保険法の認定を受けていない人（要支援・要介護認定者は、介護保険の住宅改修をご利用ください。詳しくは、介護保険課介護給付係にお問合せください。） (2)①、③は、(1)予防給付および介護保険の住宅改修の限度額を超える場合、 ②は、原則として車いすの利用者で本人が調理、洗面を行っている場合。 ※詳細はお問合せください。		
問 合 せ 先	保健福祉支援部 高齢者支援課 在宅支援係 03-3578-2400～2406		



マンション総合窓口をご活用ください！

マンションの管理や修繕、建替え、防災対策…、「どこに相談すればいいの？」とお困りではありませんか？港区では、マンションに関するさまざまな悩みを最初に受け付ける「マンション総合窓口」を新たに設置しました。

ご相談内容に応じて、区の所管部署や専門相談（マンション管理士・建築士・弁護士等）へおつなぎするほか、各種支援制度についてもご紹介します。

どうぞお気軽にご相談ください。

住宅課マンション総合調整担当 03-3578-2459

②高齢者昇降機設置助成

概 要	階段昇降機またはホームエレベーターの購入および設置に要する工事費用について、1,332,000 円を助成限度額として助成します。
対 象	65 歳以上の要介護認定で「要支援 1」以上の認定をされている人で、下記の①又は②の要件を必ず満たすとともに③に該当し、区の調査で昇降機の設置が必要と認められ、申請時に昇降機などの「確認済証」または「建築基準法第 12 条第 5 項に基づく報告書」の写しを提出できる人 ① 日常的に車いすまたは歩行器を利用している人 ② 昇降機を必要とする医師の意見書を区に提出できる人 ③ 玄関、居室、浴室、洗面所、台所、便所のうちの 1 つが住宅の 2 階以上または地下階にあり、日常的に昇降する必要がある人 ※必ず工事着手前に申請してください。 ※詳細はお問合せください。
問 合 せ 先	保健福祉支援部 高齢者支援課 在宅支援係 03-3578-2400~2406

③共同住宅バリアフリー化支援

概 要	高齢者が、多く居住する共同住宅の共用部分のバリアフリー化に要する費用の一部を助成します。
対 象	次の要件をすべて満たす共同住宅 ① 区内にある共同住宅で分譲住宅または今後も優先的に高齢者を居住させる賃貸住宅 ② 65 歳以上の高齢者を含む世帯（住民登録されている 65 歳以上の高齢者がいる世帯）が、居住世帯全体の 25%を超える共同住宅 ③ 延べ床面積のおおむね 2 分の 1 を超える部分が、居住の用途に提供される共同住宅 ④ 公的賃貸住宅以外のもの ※②については調査が必要なため、申請前にお問合せください。 ※工事着工後の申請は、助成対象外となります。 ※限度額や募集期間についてはお問合せください。
問 合 せ 先	保健福祉支援部 高齢者支援課 在宅支援係 03-3578-2400~2406

④高齢者救急通報システム設置

概 要	自宅で病気・事故などに陥ったときに、ペンダント型の無線発信機または通報機本体の緊急ボタンを押すことにより、事業者に通報します。また、熱感知器により火災を検知したときや、トイレ等の扉に設置する開閉センサーにより一定時間扉の開閉がなかったときに、自動的に事業者に通報します。
対 象	65 歳以上のひとり暮らし高齢者または家族全員が 65 歳以上の高齢者世帯 ※ご家族の仕事等の理由で、日中、長い時間ひとりになる人についてもお相談ください。 ※利用者負担はありません。詳細はお問合せください。
問 合 せ 先	保健福祉支援部 高齢者支援課 在宅支援係 03-3578-2400~2406

⑤高齢者エアコン購入費用給付事業

概 要	夏季に向けた熱中症対策として自宅にエアコンがない高齢者世帯にエアコン購入設置費用を助成します。 ※事前申請が必要です。購入後の申請は、助成対象となりませんので、ご注意ください。 ※一時的にエアコンの購入・設置費用等をご用意することが難しい場合はご相談ください。
対 象	自宅にエアコンがない、または故障により使用できるエアコンがない世帯で次の要件をすべて満たす世帯 ① 65 歳以上の高齢者のひとり暮らし世帯、又は 65 歳以上の高齢者のみで構成される世帯、又は 65 歳以上の高齢者と障害者のみで構成される世帯 ② 世帯員全員が住民税非課税であること
給付対象経費	エアコンの購入・設置、設置に伴う故障したエアコンの取り外しおよび処分（リサイクル料・収集運搬費）に要する費用
給付上限額	1 世帯 1 回限り 111,000 円
問 合 せ 先	保健福祉支援部 高齢者支援課 在宅支援係 03-3578-2400~2406



(2) 木造住宅の耐震化に関する支援

①戸建て住宅等耐震アドバイザー派遣（無料）

概 要	所有者の求めに応じて区が専門家を派遣し、耐震化に向けた一般的な相談や診断結果の詳しい説明、その後の改修工事の相談などについて無料でアドバイスをを行います。
対 象	・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けて建築した戸建て住宅または長屋（2 戸以内）（非木造住宅も対象）で個人が所有するもの ・平成 12 年 5 月 31 日までに建築確認を受けて建築された区内の木造 2 階建て以下の住宅または長屋（2 戸以内）で個人が所有するもの
派 遣 回 数	同一の住宅等に対して 3 回まで
問 合 せ 先	街づくり支援部 建築課 構造・耐震化推進係 03-3578-2295、2296、2844

②木造住宅耐震診断事業（無料）

概 要	建築物の耐震診断は、予想される地震に対して、その建築物が必要な耐震性能を保有しているかを判断するための調査です。区は、木造住宅を対象に無料で耐震診断を行います。
対 象	無料耐震診断の対象となるのは、次の要件をすべて満たす区内の木造住宅です。（区長が特に必要と認めた建築物はこの限りではありません。） ・平成 12 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けて建築した建築物である ・木造の専用住宅、兼用住宅(1/2 以上が住宅)又は長屋（2 戸以内）で、個人が所有している建築物 ・2 階建て以下で、在来軸組工法の建築物である ・既にこの事業による耐震診断を実施した建築物でない ※これ以外の木造建築物に対しても耐震診断助成制度がございます。 詳細はお問い合わせください。
問 合 せ 先	街づくり支援部 建築課 構造・耐震化推進係 03-3578-2295、2296、2844



③木造建築物の耐震改修工事等の費用助成

概 要	区内にある一定の基準を満たす木造建築物について、耐震診断実施後に評定等を受け、耐震改修工事等を行う場合、費用の一部を助成します。											
対 象	・平成 12 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けて建築した建築物である ・木造 2 階建て以下のもので、用途が住宅、長屋または共同住宅である ・耐震診断の結果、耐震化基準未満であること、または倒壊の危険性があると判断されたものについて、評定機関が行う評定等を受けている ・耐震化基準を満たすために行う耐震改修工事等であり、その耐震改修工事等の内容が耐震化基準を満たすことについて、木造住宅耐震診断事業（無料耐震診断）により評定機関が行う評定等を受けている ・建築基準法その他関係法令上、重大な違反が認められる場合は、その是正を同時に行うようにする ※必ず事前にご相談ください。											
助 成 額	<table><tr><th>用途</th><th>補強設計</th><th>耐震改修工事</th></tr><tr><td>住宅・長屋（2 戸以内） （昭和 56 年 6 月～平成 12 年 5 月まで）</td><td colspan="2">耐震改修工事等に要した費用の 1/2 （助成限度額は 100 万円）</td></tr><tr><td>住宅・長屋・共同住宅 （昭和 56 年 5 月以前）</td><td colspan="2">耐震改修工事等に要した費用の 2/3 （助成限度額は 400 万円）</td></tr></table> （千円未満は切り捨て）			用途	補強設計	耐震改修工事	住宅・長屋（2 戸以内） （昭和 56 年 6 月～平成 12 年 5 月まで）	耐震改修工事等に要した費用の 1/2 （助成限度額は 100 万円）		住宅・長屋・共同住宅 （昭和 56 年 5 月以前）	耐震改修工事等に要した費用の 2/3 （助成限度額は 400 万円）	
用途	補強設計	耐震改修工事										
住宅・長屋（2 戸以内） （昭和 56 年 6 月～平成 12 年 5 月まで）	耐震改修工事等に要した費用の 1/2 （助成限度額は 100 万円）											
住宅・長屋・共同住宅 （昭和 56 年 5 月以前）	耐震改修工事等に要した費用の 2/3 （助成限度額は 400 万円）											
問 合 せ 先	街づくり支援部 建築課 構造・耐震化推進係 03-3578-2295、2296、2844											

④建替えの費用助成

概 要	区内にある一定の基準を満たす木造の個人住宅について、建替え（除却工事を含んだもの）を行う場合、費用の一部を助成します。		
対 象	・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けて建築した建築物である ・個人が所有し、自己居住用の戸建て住宅の建築物で、当該敷地及び隣接する敷地を含む敷地に、新たに建築物を建設する工事である ・耐震診断の結果、耐震化基準未満であることについて、木造住宅耐震診断事業（無料）により評定機関が行う評定等を受けている ・耐震改修工事に要する費用相当額が妥当であると認められるものである ※必ず事前にご相談ください。		
助 成 額	耐震改修工事に要する費用相当額の 1/3（助成限度額 100 万円）		
問 合 せ 先	街づくり支援部 建築課 構造・耐震化推進係 03-3578-2295、2296、2844		

(3) マンションの管理に関する支援

①マンション管理アドバイザー派遣（無料）

概 要	分譲マンションの適正な維持管理や老朽化対策に関し、管理組合などに対して、管理アドバイザーを無料で派遣します。
対 象	・ 区内の分譲マンションの管理組合 ・ 区内の分譲マンションの区分所有者で構成するグループ（そのマンションに管理組合が設立されていない場合）
派 遣 回 数	年度にかかわらず合計 10 回まで
問 合 せ 先	街づくり支援部 住宅課 住宅支援係 03-3578-2229、2223、2224

②建替え・改修支援コンサルタント派遣（無料）

概 要	管理組合等に対し、建替え及び耐震改修についての勉強会や研究会等における講演、指導及び助言を行うコンサルタントを無料で派遣します。
対 象	・ 区内の分譲マンション又は賃貸マンションである ・ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けて建築した建築物である ・ 構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造である
派 遣 回 数	年度にかかわらず合計 10 回まで
問 合 せ 先	街づくり支援部 住宅課 マンション総合調整担当 03-3578-2459、2347

③耐震アドバイザー派遣（無料）

概 要	分譲マンションの管理組合等に対し、耐震化に向けた区分所有者の合意形成を円滑にするためのアドバイスや、耐震診断・耐震改修に向けた技術的なアドバイスを行う耐震アドバイザーを無料で派遣します。
対 象	・ 区内の分譲マンションである ・ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けて建築した建築物である ・ 構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造である
派 遣 回 数	年度にかかわらず合計 5 回まで
問 合 せ 先	街づくり支援部 建築課 構造・耐震化推進係 03-3578-2295、2296、2844

④耐震確認調査費用助成

概 要	新耐震基準で建てられた分譲マンションについて、耐震性を再確認する調査を行う場合、費用を助成します。
対 象	・ 区内の分譲マンションで、非木造である ・ 昭和 56 年 6 月 1 日から平成 12 年 5 月 31 日までに建築確認を受けて建築した建築物である ・ 原則として、建築基準法その他関係法令に適合している ・ 原則として、構造図または構造計算書が存在する ・ 延べ面積の 1/2 以上が居住の用に供されている ・ 管理組合の総会において、耐震確認調査を行うことが決議され、調査に要する費用についての予算案が承認されている ※必ず事前にご相談ください。
助 成 額	耐震確認調査に要した費用の全額（助成限度額 450 万円）
問 合 せ 先	街づくり支援部 建築課 構造・耐震化推進係 03-3578-2295、2296、2844

⑤マンション劣化診断調査費用助成

概 要	マンションの建物・設備について老朽度の調査・診断を実施する場合、費用の一部を助成します。
対 象	・ 区内の分譲マンション又は賃貸マンションである ※原則として、社宅・社員寮は対象外とします ・ 延べ面積の 1/2 以上が居住の用に供されている ・ 建築基準法その他関係法令に適合している ・ 建築後 5 年以上経過している ・ 管理組合の総会において、劣化診断を行うことが決議され、診断に要する費用についての予算案が承認されている ※劣化診断は年内に完了し、2 月末には完了報告書を提出していただきます。必ず事前にご相談ください。
助 成 額	劣化診断に要した費用の 1/2（限度額 50 万円）
問 合 せ 先	街づくり支援部 住宅課 住宅支援係 03-3578-2229、2223、2224

⑥建替え・改修計画案等作成費用助成

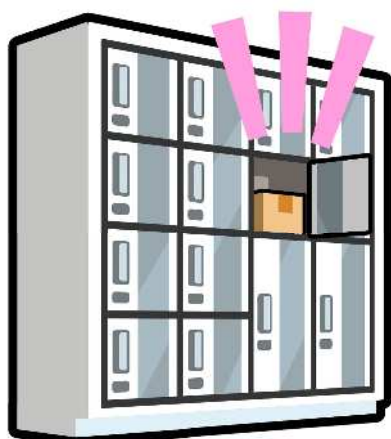
概 要	耐震化が必要な分譲マンションについて、建替えや耐震改修を検討するため計画案等を作成する場合、費用を助成します。
対 象	・ 区内の分譲マンションである ・ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けて建築した建築物である ・ 構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造である ・ 耐震診断の結果、倒壊の危険があると判断され、耐震化基準未満であることについて、評定機関が行う評定等を受けている ・ 延べ面積の 1/2 以上が居住の用に供されている ・ 管理組合の総会において、計画案作成を行うことが決議され、作成に要する費用についての予算案が承認されている ※必ず事前にご相談ください。
助 成 額	作成に要した費用の額（限度額 150 万円）
問 合 せ 先	街づくり支援部 住宅課 マンション総合調整担当 03-3578-2459、2347

⑦分譲マンション共用部分リフォーム融資の債務保証料助成

概 要	分譲マンション共用部分の修繕工事を行うために、必要な資金を住宅金融支援機構から借り入れる際、保証機関に債務保証委託をした保証料を助成します。
対 象	・ 建築基準法その他関係法令に適合している ・ 定期報告書を区に提出している (一定基準に満たないマンションの場合は、提出の必要はありません。) ・ 延べ面積の 1/2 以上が居住の用に供されている ・ 住宅金融支援機構のマンション共用部分リフォームローンによる融資を受けていて、その融資を受けるにあたり対象保証機関に債務保証を委託している ※必ず事前にご相談ください。
助 成 額	対象保証機関に支払った債務保証額以内（限度額 150 万円）
問 合 せ 先	街づくり支援部 住宅課 住宅支援係 03-3578-2229、2223、2224

⑧共同住宅宅配ボックス設置費用助成

概 要	区内にあるマンションの住環境の改善を図り、生活の利便性、機能・価値向上を促進するために、管理組合などに対して、宅配ボックス設置に要する費用の一部を助成します。																							
対 象	・ 区内の分譲マンション又は賃貸マンションである ・ 延べ面積の 1/2 以上が居住の用に供されている ・ 管理組合の総会等において、宅配ボックスの設置が決議され、費用が計上されている予算案が承認されている ・ マンションの共用廊下等に固定するもの ・ 防災組織の結成、東京とどまるマンションの登録、広報みなとの配架、民生委員・児童委員の訪問活動への協力、のいずれか 2 つを選択する ・ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けた建物に関して、耐震診断の結果問題がないこと（耐震性が不足している場合、その他必要な書類があります。） ※必ず事前にご相談ください。																							
助 成 額	<table><tr><td>助成対象工事</td><td>新設工事</td><td>増設工事</td><td>更新工事</td></tr><tr><td>助成額</td><td colspan="2">助成対象費用の全額</td><td>助成対象費用の 1/2</td></tr><tr><td>宅配ボックス 1 個当たりの助成額</td><td colspan="2">10 万円/個</td><td>5 万円/個</td></tr><tr><td>助成上限個数</td><td colspan="3">総戸数の 3 割</td></tr><tr><td>助成額の上限</td><td colspan="3">600 万円</td></tr></table>				助成対象工事	新設工事	増設工事	更新工事	助成額	助成対象費用の全額		助成対象費用の 1/2	宅配ボックス 1 個当たりの助成額	10 万円/個		5 万円/個	助成上限個数	総戸数の 3 割			助成額の上限	600 万円		
	助成対象工事	新設工事	増設工事	更新工事																				
	助成額	助成対象費用の全額		助成対象費用の 1/2																				
	宅配ボックス 1 個当たりの助成額	10 万円/個		5 万円/個																				
	助成上限個数	総戸数の 3 割																						
	助成額の上限	600 万円																						
助成対象費用：宅配ボックスの購入費用及び設置に係る施工費用（撤去費、消費税は除く）																								
問 合 せ 先	街づくり支援部 住宅課 住宅支援係 03-3578-2229、2223、2224																							



(4) 非木造建築物の耐震化に関する支援

①耐震診断の費用助成

概 要	区内にある一定の基準を満たす建築物の所有者が建築物の耐震診断を行う場合、費用の一部を助成します。		
対 象	構 造	建 築 物 の 用 途	
	非木造	①住宅、長屋、下宿 ②幼稚園、診療所、病院、公衆浴場、児童福祉施設等、集会所（町会・自治会会館）、災害時協定建築物 ③分譲マンション ④賃貸マンション ⑤一般緊急輸送道路沿道建築物	
	・ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けて建築した建築物であること ・ 耐震診断の内容について、評定機関が行う評定等を受けるものである ※必ず事前にご相談ください。		
助 成 額	構造	建築物の用途	助成額（千円未満は切り捨て）
	非木造①	住宅、長屋、下宿	耐震診断に要した費用の 2/3 （助成限度額 100 万円）
	非木造②	幼稚園、診療所、病院、 公衆浴場、児童福祉施設等、集会所 （町会・自治会会館）、 災害時協定建築物	耐震診断に要した費用の 2/3 （助成限度額 150 万円）
	非木造③	分譲マンション	耐震診断に要した費用の全額 （助成限度額 450 万円）
	非木造④	賃貸マンション	耐震診断に要した費用の 2/3 （助成限度額 300 万円）
	非木造⑤	一般緊急輸送道路 沿道建築物	耐震診断に要した費用（受託した業者の見積額と、床面積 1,000 ㎡以内の部分は 4,580 円/㎡、床面積 1,000 ㎡を超えて 2,000 ㎡以内の部分は 2,350 円/㎡、床面積 2,000 ㎡を超える部分は 1,570 円/㎡を用いて算出した金額に設計図書の復元、別に定めるいずれかの機関の評定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は 2,355,000 円を限度として加算した金額を比較して、いずれか小さい額）の 2/3（助成限度額 300 万円）
問合せ先	街づくり支援部 建築課 構造・耐震化推進係 03-3578-2295、2296、2844		

②補強設計、耐震改修工事の費用助成

概 要	区内にある一定の基準を満たす非木造建築物について、補強設計及び耐震改修工事を行う場合、費用の一部を助成します。															
対 象	・ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けて建築した建築物である ・ 下表に掲げる非木造の用途の建築物である ・ 耐震診断の結果、耐震化基準未満であること、または倒壊の危険性があると判断されたものについて、評価機関が行う評価等を受けている ・ 耐震化基準を満たすために行う補強設計であり、その補強設計の内容が耐震化基準を満たすことについて、評価機関が行う評価等を受けるものである ・ 建築基準法その他関係法令上、重大な違反が認められる場合は、その是正を図る設計を同時に行うものである ※必ず事前にご相談ください。															
助 成 額	<table><tr><th>用途</th><th>補強設計</th><th>耐震改修工事</th></tr><tr><td>住宅、長屋</td><td>補強設計に要した費用の 2/3 (助成限度額 50 万円)</td><td>改修工事に要した費用の 2/3 (助成限度額 600 万円)</td></tr><tr><td>分譲マンション</td><td>補強設計に要した費用の 2/3 (助成限度額 500 万円)</td><td>改修工事に要した費用の 1/2 (助成限度額 7, 000 万円)</td></tr><tr><td>賃貸マンション</td><td rowspan="2">補強設計に要した費用の 2/3 (助成限度額 200 万円)</td><td rowspan="2">改修工事に要した費用の 1/2 (助成限度額 3, 000 万円)</td></tr><tr><td>災害時協定建築物</td></tr></table>			用途	補強設計	耐震改修工事	住宅、長屋	補強設計に要した費用の 2/3 (助成限度額 50 万円)	改修工事に要した費用の 2/3 (助成限度額 600 万円)	分譲マンション	補強設計に要した費用の 2/3 (助成限度額 500 万円)	改修工事に要した費用の 1/2 (助成限度額 7, 000 万円)	賃貸マンション	補強設計に要した費用の 2/3 (助成限度額 200 万円)	改修工事に要した費用の 1/2 (助成限度額 3, 000 万円)	災害時協定建築物
用途	補強設計	耐震改修工事														
住宅、長屋	補強設計に要した費用の 2/3 (助成限度額 50 万円)	改修工事に要した費用の 2/3 (助成限度額 600 万円)														
分譲マンション	補強設計に要した費用の 2/3 (助成限度額 500 万円)	改修工事に要した費用の 1/2 (助成限度額 7, 000 万円)														
賃貸マンション	補強設計に要した費用の 2/3 (助成限度額 200 万円)	改修工事に要した費用の 1/2 (助成限度額 3, 000 万円)														
災害時協定建築物																
問合せ先	街づくり支援部 建築課 構造・耐震化推進係 03-3578-2295、2296、2844															



③建替え・除却の費用助成

概 要	区内にある一定の基準を満たす個人住宅、分譲マンション等について、建替え（除却工事を含んだもの）、除却を行う場合、費用の一部を助成します。																				
対 象	・ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けて建築した建築物である ・ 下表に掲げる用途の建築物で、建替えにおいては、当該敷地及び隣接する敷地を含む敷地に、新たに建築物を建設する工事である ・ 耐震診断の結果、耐震化基準未満であることについて、評定機関が行う評定等を受けている ・ 耐震改修工事に要する費用相当額が、妥当であると認められるものである ※必ず事前にご相談ください。																				
助 成 額	<table><tr><th colspan="2">建築物の用途</th><th></th><th>助成額（千円未満は切り捨て）</th></tr><tr><td colspan="2">個人が所有し、自己居住用の戸建て住宅</td><td>建替え</td><td>耐震改修工事に要する費用相当額の 1/3（助成限度額 100 万円）</td></tr><tr><td colspan="2">分譲マンション</td><td rowspan="3">除却・建替え</td><td>耐震改修工事に要する費用相当額の 1/3（助成限度額 7, 000 万円）</td></tr><tr><td rowspan="2">一般緊急輸送道路沿道建築物</td><td>賃貸マンション</td><td>耐震改修工事に要する費用相当額の1/3（助成限度額3, 000万円）</td></tr><tr><td>その他の建築物</td><td>耐震改修工事に要する費用相当額の 1/3（助成限度額 1, 500 万円）</td></tr></table>				建築物の用途			助成額（千円未満は切り捨て）	個人が所有し、自己居住用の戸建て住宅		建替え	耐震改修工事に要する費用相当額の 1/3（助成限度額 100 万円）	分譲マンション		除却・建替え	耐震改修工事に要する費用相当額の 1/3（助成限度額 7, 000 万円）	一般緊急輸送道路沿道建築物	賃貸マンション	耐震改修工事に要する費用相当額の1/3（助成限度額3, 000万円）	その他の建築物	耐震改修工事に要する費用相当額の 1/3（助成限度額 1, 500 万円）
建築物の用途			助成額（千円未満は切り捨て）																		
個人が所有し、自己居住用の戸建て住宅		建替え	耐震改修工事に要する費用相当額の 1/3（助成限度額 100 万円）																		
分譲マンション		除却・建替え	耐震改修工事に要する費用相当額の 1/3（助成限度額 7, 000 万円）																		
一般緊急輸送道路沿道建築物	賃貸マンション		耐震改修工事に要する費用相当額の1/3（助成限度額3, 000万円）																		
	その他の建築物		耐震改修工事に要する費用相当額の 1/3（助成限度額 1, 500 万円）																		
問 合 せ 先	街づくり支援部 建築課 構造・耐震化推進係 03－3578－2295、2296、2844																				



(5) 特定及び一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化助成に関する支援

< 特定緊急輸送道路沿道建築物の補強設計の費用助成 >

概 要	区内の特定緊急輸送道路沿道にある一定の基準を満たす非木造建築物について、補強設計を行う場合、費用の一部を助成します。 令和 12 年度内までに補強設計に着手する事業が対象です。 ※必ず事前にご相談ください。
問 合 せ 先	街づくり支援部 建築課 構造・耐震化推進係 03-3578-2295、2296、2844

< 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修工事の費用助成 >

概 要	区内の特定緊急輸送道路沿道にある一定の基準を満たす非木造建築物について、耐震改修工事を行う場合、費用の一部を助成します。 令和 12 年度内までに補強設計に着手する建築物が対象です。 ※必ず事前にご相談ください。
問 合 せ 先	街づくり支援部 建築課 構造・耐震化推進係 03-3578-2295、2296、2844

< 特定緊急輸送道路沿道建築物の建替え・除却の費用助成 >

概 要	区内の特定緊急輸送道路沿道にある一定の基準を満たす非木造建築物について、建替え（除却工事を含んだもの）または除却を行う場合、費用の一部を助成します。 令和 12 年度内までに建替えまたは除却に着手する建築物が対象です。 ※必ず事前にご相談ください。
問 合 せ 先	街づくり支援部 建築課 構造・耐震化推進係 03-3578-2295、2296、2844

< 一般緊急輸送道路沿道建築物の補強設計、耐震改修工事の費用助成 >

概 要	区内の一般緊急輸送道路沿道にある一定の基準を満たす非木造建築物について、補強設計及び耐震改修工事を行う場合、費用の一部を助成します。 ※必ず事前にご相談ください。		
助 成 額	補強設計		要した費用の 2/3 （限度額 500 万円）
	耐震 改修 工事	分譲マンション	要した費用の 2/3 （限度額 7,000 万円）
		賃貸マンション	
		その他建築物	
問 合 せ 先	街づくり支援部 建築課 構造・耐震化推進係 03-3578-2295、2296、2844		

3 その他の助成

(1) エレベーター安全装置等設置助成

概 要	区内のマンションに設置されているエレベーターに戸開走行保護装置を設置する改修工事の費用の一部を助成します（共同住宅部分の床面積が建物全体の床面積の 2/3 以上のものに限る）。				
対 象	助成対象となる安全装置等は、戸開走行保護装置、地震時等管制運転装置及び耐震対策です。※必ず事前にご相談ください。				
助 成 額	助成率・限度額		対象安全装置名称	限度額	最大助成率
	助成率 2/3 限度額なし	内 訳	本体工事(自己負担分)	0	0
			戸開走行保護装置	300 万円	10/10
			地震時等管制運転装置	限度額なし	2/3
			耐震対策	限度額なし	2/3
問 合 せ 先	街づくり支援部 建築課 建築設備担当 03-3578-2301				

(2) 細街路拡幅整備費用助成

概 要	細街路拡幅整備協議に基づき後退する道路状の部分に関して、道路整備費用、塀や柵などの既存構造物撤去費用の一部を助成します。ただし、対象除外要件があります。詳しくはお問い合わせください。
対 象 者	建築基準法第 42 条第 2 項の規定により指定された道路（2 項道路）に接して建築を行う人
助 成 額	項目ごとに細かく助成金の限度額が設定されています。 詳しくはお問い合わせください。
問 合 せ 先	街づくり支援部 開発指導課 開発指導係 03-3578-2226

(3) 止水板設置工事等の助成

概 要	浸水による建築物の被害の防止または軽減を図るため、建築物に止水板を設置する工事等の経費の一部を助成します。ただし、対象除外要件があります。詳しくはお問い合わせください。
対 象 者	港区内に存する建築物を所有もしくは賃借している者、またはマンションの管理組合
助 成 額	助成対象経費の 4/5（限度額 150 万円）
問 合 せ 先	街づくり支援部 土木課 土木計画係 03-3578-2217

(4) がけ・擁壁改修工事等支援事業

<がけ・擁壁改修工事費用助成>

概 要	区内の個人またはマンション等管理組合、中小企業、宗教法人等が所有する敷地内のがけまたは擁壁（以下「がけ等」という。）について、擁壁の新築工事及び築造替え工事をする場合、工事費用の一部を助成します。								
対象工事	・改修工事後の擁壁の高さが2mを超える ・建築基準法第6条に基づく確認申請による建築確認または都市計画法第29条に基づく開発行為の許可を受けたもので、検査済証を発行されるもの ・譲渡または売買を目的とするために所有する土地または建築物の敷地に存するがけ等に係る改修工事でない ・建築物の建築計画等により建築物の外壁を擁壁として兼用させる場合または新たに生じたがけ部分に対して、建築物の部分と擁壁を兼用させる場合における当該兼用部分に係る改修工事でない								
対 象 者	改修工事に係るがけ等が存する土地の全部または一部の所有権、地上権その他の土地を保全し、または適切に管理する権利を有する人のうち、次のいずれかに該当する人です。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th><th>条 件</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人</td><td>・複数の者が権利を有する場合にあっては、当該権利を有する者の全員の同意により管理者として選任された人</td></tr> <tr> <td>マンション等管理組合</td><td>・区分所有者の集会の決議によって選任された人または持分の合計が過半となる共有者の承諾を得た人</td></tr> <tr> <td>法人</td><td> ・国、地方公共団体またはこれらに準ずる団体でない ・宅地建物取引業者または不動産賃貸業を営む人でない ・中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第2条第2項各号の規定に該当しない人 </td></tr> </tbody> </table> ※必ず工事契約前にご相談ください。	対象者	条 件	個人	・複数の者が権利を有する場合にあっては、当該権利を有する者の全員の同意により管理者として選任された人	マンション等管理組合	・区分所有者の集会の決議によって選任された人または持分の合計が過半となる共有者の承諾を得た人	法人	・国、地方公共団体またはこれらに準ずる団体でない ・宅地建物取引業者または不動産賃貸業を営む人でない ・中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第2条第2項各号の規定に該当しない人
対象者	条 件								
個人	・複数の者が権利を有する場合にあっては、当該権利を有する者の全員の同意により管理者として選任された人								
マンション等管理組合	・区分所有者の集会の決議によって選任された人または持分の合計が過半となる共有者の承諾を得た人								
法人	・国、地方公共団体またはこれらに準ずる団体でない ・宅地建物取引業者または不動産賃貸業を営む人でない ・中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第2条第2項各号の規定に該当しない人								
助 成 額	改修工事費用の2/3以内 上限は1,200万円（土砂災害（特別）警戒区域内の場合は5,000万円）								
問 合 せ 先	街づくり支援部 建築課 構造・耐震化推進係 03-3578-2296、2845								



<がけ・擁壁改修工事アドバイザー派遣（無料）>

概 要	がけまたは擁壁（以下「がけ等」という。）の所有者に対して、現地に専門家を派遣し、がけ等の目視による調査や、擁壁の新設・築造替えに向けた技術的課題等について無料で助言を行います。	
対 象 物	がけ等の高さが2mを超える	
対 象 者	派遣に係るがけ等が存する土地の全部または一部の所有権、地上権その他の土地を保全し、または適切に管理する権利を有する人のうち、次のいずれかに該当する人です。	
	対象者	条 件
	個人	・複数の者が権利を有する場合にあっては、当該権利を有する者の全員の同意により管理者として選任された人
	マンション等管理組合	・区分所有者の集会の決議によって選任された人または持分の合計が過半となる共有者の承諾を得た人
対 象 者	法人	・国、地方公共団体またはこれらに準ずる団体でない ・宅地建物取引業者または不動産賃貸業を営む人でない ・中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第2条第2項各号の規定に該当しない人
派遣回数	同一の敷地について一年度当たり3回まで	
問合せ先	街づくり支援部 建築課 構造・耐震化推進係 03-3578-2296、2845	

（５）ブロック塀等耐震化支援事業

<ブロック塀等耐震アドバイザー派遣（無料）>

概 要	ブロック塀等の安全性を判断するため、所有者の求めに応じて区が専門家を派遣し、ブロック塀等の状況を現地で確認したうえで、安全性の判断、改修方法、法的手続きのアドバイスを無料で行います。	
対 象 物	区内の道路（一般の交通の用に供する道を含む）に面するブロック塀等	
対 象 者	派遣対象となるブロック塀等が存する土地の権利者 （ただし、大企業、不動産賃貸業、国・地方公共団体以外の者）	
派遣回数	同一のブロック塀等に対して3回まで	
問合せ先	街づくり支援部 建築課 構造・耐震化推進係 03-3578-2295、2296、2844	

<ブロック塀等除却・設置工事費用助成>

概 要	道路沿いに設けられた安全性を確認できない現存するブロック塀等について、除却工事及び除却に伴う設置工事をする場合、工事費用の一部を助成します。	
助 成 額		除却工事※1
	対象	コンクリートブロック塀、万年塀、大谷石塀、レンガ積塀等
		除却に伴う設置工事
		フェンス等
	助成額	港区ブロック塀等耐震アドバイザー派遣を利用した場合 工事に要した費用の全額（上限額：150万円） 工事に要した費用の2/3（上限額：100万円） 港区ブロック塀等耐震アドバイザー派遣を利用しなかった場合 6,000円/m以内 1万円/m以内 又は工事に要した費用の1/2の少ない方の額（上限額：20万円）
※1 道路沿いに設けられた高さ 1.2mを超える塀（ただし、アドバイザー派遣事業を利用し、耐震化が必要と判定された場合はこの限りではない。）		
問 合 せ 先	街づくり支援部 建築課 構造・耐震化推進係 03-3578-2295、2296、2844	

（6）緑化の助成（屋上、壁面含む）

概 要	緑の育成と生活環境向上のため屋上等を緑化した場合その費用の一部を助成します。	
対 象	建物の屋上や壁面の緑化（屋上 3㎡以上、壁面 10㎡以上）。 建築を伴う緑化については、敷地面積が 250㎡未満に限りです。 既存建築物の緑化で、敷地面積が 250㎡以上の場合には、しゅん工後 5 年以上に限りです。 ※必ず工事着工前にご相談ください。	
助 成 額	助成の単位及び限度額は次の通り、予算の範囲内において実施します。 屋上緑化・・・所要経費の 1/2 （限度額 500 万円） 壁面緑化・・・所要経費の 1/2 （限度額 100 万円）	
問 合 せ 先	各総合支所 まちづくり課 【芝 地 区 総 合 支 所】 03-3578-3104 【麻 布 地 区 総 合 支 所】 03-5114-8815 【赤 坂 地 区 総 合 支 所】 03-5413-7038 【高 輪 地 区 総 合 支 所】 03-5421-7664 【芝浦港南地区総合支所】 03-6400-0017	

(7) 保護樹木等の指定及び助成

概 要	区内の一定規模以上の「樹木・樹林」を大切に保護・育成するために、区が所有者の申請に基づき、「保護樹木」・「保護樹林」を指定し、管理費の一部を助成します。
対 象	適切に維持管理され、適正な生育状態にある保護すべき樹木等として、次のいずれにも該当すること。 - イ 幹、太枝等に著しい損傷がなく、腐朽又は枯死した部分が認められないこと - ロ 本来の樹形を欠くことなく、自然樹形又は適切な剪定によりその樹木としての樹形が保たれていること - ハ 傾斜地に斜めに生え、又は根元が洗掘されている等倒木のおそれがある状態にないこと - ニ 敷地境界際に生えていないこと - ホ 日照、落葉等について近隣に配慮した維持管理がされていること - ヘ 生態系に被害を及ぼすおそれがある種でないこと - ト 防風植栽でないこと - チ 樹木等の存在する地盤が自然地盤であり、構造物上部、建築物上部等の人工地盤でないこと ・樹木は地上 1.2m の高さで幹の周囲が 1.0m 以上のもの。なお、双幹以上の樹木については、各幹の周囲の合計の 70% が 1.0m 以上のもの ・樹林は面積 200 m² 以上のもの ・生垣は高さ 1.5m 以上、長さ 20m 以上で道路等に面しているもの
助 成 額	樹木の本数や面積等によります。詳しくはお問い合わせください。
問 合 せ 先	各総合支所 まちづくり課 【芝 地 区 総 合 支 所】 03-3578-3104 【麻 布 地 区 総 合 支 所】 03-5114-8815 【赤 坂 地 区 総 合 支 所】 03-5413-7038 【高 輪 地 区 総 合 支 所】 03-5421-7664 【芝浦港南地区総合支所】 03-6400-0017



(8) 家具転倒防止器具等助成

概 要	区内に居住し、住民登録をしている世帯に対して、決められた範囲内で、家具転倒防止器具等を無償で現物支給しています。一世帯に対して 1 回限りの助成で、自力で器具を取付けることが困難な世帯については無償で取付支援を行っています。令和 7 年度までに申請済の場合、もう一度申請できます。
対 象 物	家具の転倒を防止する器具や、食器類の飛び出しを防止する器具等 (パンフレットがございますので、お問い合わせください)
対 象 者	取付支援の対象世帯 ・ 65 歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯 ・ 要介護 3 以上の人を含む世帯 ・ 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人を含む世帯 ・ 難病医療費助成を受けている人を含む世帯 ・ 母子健康手帳を交付された妊婦または出産した月から 1 年後の月の前月末日までの産婦を含む世帯 ・ 母子または父子のひとり親家庭
問 合 せ 先	防災危機管理室 防災課 地域防災支援係 03-3578-2516

(9) 家庭用生ごみ処理機等購入費助成

概 要	家庭から出る生ごみの減量を図るため、家庭用生ごみ処理機やコンポスト容器の購入費用の一部助成を行っています。
対 象 物	・ 家庭用生ごみ処理機 (※ディスポーザー式のものについては、固液分離乾燥方式に限る) ※対象機種については、みなとりサイクル清掃事務所へご相談ください。 ・ コンポスト容器 ※原則として中古品は対象としておりません。
対 象 者	・ 区内に住所を有する人 ・ 生ごみ処理機等を購入し、購入日から 6 ヶ月以上区内で継続して使用できる人 ・ 過去 3 年以内にこの要綱による助成金の交付を受けたことがない人 ・ 助成金の交付申請時において、生ごみ処理機等を購入した日から 3 ヶ月を経過していない人
助 成 額	生ごみ処理機等本体の購入費用(消費税込み)の 1/2 (100 円未満切捨て)を助成します。ただし、2 万円を上限とします(一世帯につき一台)。 ※申請年度内の申請額の累計が予算額を超えない範囲で助成します。
問 合 せ 先	環境リサイクル支援部 みなとりサイクル清掃事務所 ごみ減量・資源化推進係 03-3450-8025

(10) 住宅防犯対策助成事業

<個人宅の防犯対策>

概 要	空き巣被害等の防止には、区民の防犯意識の向上とあわせ、侵入されにくい建物にすることが効果的であることから、一戸建てや、共同住宅の専用部分など、個人宅に講じた防犯対策の費用を一部助成します。
対 象 物	自宅玄関錠の交換や補助錠の取付け、窓への防犯フィルムの貼付など ※詳しくはお問い合わせください。
対 象 者	区内に居住し、住民登録をしている世帯
助 成 額	区が定めた品目による防犯対策に要した費用総額の3/4（100円未満切り捨て）（限度額4万円）

<共同住宅（共用部分）の防犯対策>

概 要	建物への侵入犯罪等の抑止及び防止を図るため、共同住宅（分譲マンションや賃貸住宅）の共用部分等に対し、防犯機器の新たな設置に要する費用の一部を助成します。なお、より効果的な防犯対策とするため、助成対象者に対し、防犯診断を実施します。
対 象 物	防犯カメラシステム（システム一式）やセンサー付ライトなど ※詳しくはお問い合わせください。
対 象 者	・分譲マンションの管理組合および共同住宅等に居住している住民で構成されている団体等（区分所有者の1/2以上の者で構成する団体） ・区内にある賃貸住宅所有者（個人・法人は問いません。） ・前回の助成申請より7年経過した人、もしくは団体 ※必ず工事着工前にご相談ください。
助 成 額	助成対象建物の共用部分等に対し、区が対象としている防犯機器の新たな設置もしくは機器更新にかかった費用総額の1/2（100円未満切り捨て）（限度額50万円）

<個人宅及び共同住宅（共用部分）の防犯対策の問合せ先>

問 合 せ 先	各総合支所 協働推進課 【芝地区総合支所】 03-3578-3123 【麻布地区総合支所】 03-5114-8802 【赤坂地区総合支所】 03-5413-7272 【高輪地区総合支所】 03-5421-7621 【芝浦港南地区総合支所】 03-6400-0031
---------	---

(11) 共同住宅への防災アドバイザーの派遣（無料）

概 要	防災に関する専門家（以下「防災アドバイザー」）を派遣し、共同住宅の防災対策を支援します。あらかじめ区に登録している「防災アドバイザー」の中から希望する防災アドバイザーを選んで申請していただきます。
対 象 者	・ 港区内の共同住宅の居住者、管理組合および管理事業者が結成した団体 ・ 共同住宅の居住者が当該共同住宅ごとに自主的に結成した防災組織
支 援 内 容	防災体制づくりに必要な指導、助言、相談および防災講演会の実施
問 合 せ 先	各総合支所 協働推進課 【芝 地 区 総 合 支 所】 03-3578-3123 【麻 布 地 区 総 合 支 所】 03-5114-8802 【赤 坂 地 区 総 合 支 所】 03-5413-7272 【高 輪 地 区 総 合 支 所】 03-5421-7621 【芝浦港南地区総合支所】 03-6400-0031

(12) 地域への防災アドバイザーの派遣（無料）

概 要	防災に関する専門家（以下「防災アドバイザー」）を派遣し、地域の防災対策を支援します。あらかじめ区に登録している「防災アドバイザー」の中から希望する防災アドバイザーを選んで申請していただきます。
対 象 者	・ 港区内の防災住民組織（港区防災住民組織の育成に関する要綱第 2 条の規定に基づき結成された防災住民組織） ・ 港区内の地域防災協議会（港区地域防災協議会の支援に関する要綱第 2 条の規定に基づき結成された地域防災協議会） ・ 町会・自治会（港区町会等補助金交付要綱第 2 条第 1 項第 1 号の規定に基づき結成された町会）
支 援 内 容	防災体制づくりに必要な指導、助言、相談および防災講演会の実施
問 合 せ 先	各総合支所 協働推進課 【芝 地 区 総 合 支 所】 03-3578-3123 【麻 布 地 区 総 合 支 所】 03-5114-8802 【赤 坂 地 区 総 合 支 所】 03-5413-7272 【高 輪 地 区 総 合 支 所】 03-5421-7621 【芝浦港南地区総合支所】 03-6400-0031



(13) 港区防災ラジオの配付

概 要	280MHz 帯という電波を使って、室内でも安定して防災行政無線の情報を受信できる防災ラジオを有償配付します。また、古川周辺にお住まいの方向けに古川の水位情報が発報されるラジオも有償配付しています。
対 象 者	【港区防災ラジオ】 (1) すべての区民 (2) 区内の次の施設を管理運営する団体 ア 高齢者・障害者・児童福祉施設 イ 学校教育法に定める学校・専修学校・各種学校 ウ その他、大使館、病院等 (3) 町会・自治会・商店街、マンション管理組合 【港区防災ラジオ（文字表示付）】（情報を発光と文字で伝える防災ラジオ） 次のいずれかの区民 (1) 聴覚障害者 (2) その他音声聞き取りにくい方
配付価格	1台 1,000円（税込） ただし、次の場合は無償で配付します。 ・住民税非課税世帯と生活保護世帯、区立施設を管理運営する団体
配付台数	1世帯、1団体または1施設につき1台まで
問合せ先	防災危機管理室 防災課 防災政策係 03-3578-2541

(14) 共同住宅の震災対策

<防災カルテの作成及び区職員による直接訪問等>

概 要	共同住宅ごとに防災対策の強みや弱みをレーダーチャート等で示した防災カルテを作成します。その後、区職員が共同住宅を直接訪問し、作成した防災カルテを用いながら、今後の取組についてのアドバイス等を行います。また、共同住宅ごとの防災マニュアルの作成と、それに基づく訓練の支援も行います。
対 象	・地階を除く階数が6階以上かつ20戸以上の高層住宅 ・地階を除く階数が3階から5階かつ10戸以上の中層住宅
問合せ先	防災危機管理室 防災課 地域防災支援係 03-3578-2516

<防災アドバイザーの派遣>

(11) 共同住宅への防災アドバイザーの派遣（無料） P30を参照



<高層住宅への防災資器材の助成>

概 要	高層住宅居住者で結成された高層住宅内の防災活動に取り組む防災組織に対して、住戸数に応じた限度額内で防災資器材を助成します。														
対 象	地階を除く階数が 6 階以上かつ 20 戸以上の高層住宅の居住者で結成された共同住宅防災組織														
助 成 額	区が定めたメニューから希望の防災資器材を選択できます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>1 棟住戸数</th><th>助成限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20～49 戸</td><td>128,000 円</td></tr> <tr> <td>50～69 戸</td><td>174,000 円</td></tr> <tr> <td>70～99 戸</td><td>252,000 円</td></tr> <tr> <td>100～250 戸</td><td>305,000 円</td></tr> <tr> <td>251～500 戸</td><td>420,000 円</td></tr> <tr> <td>501 戸以上</td><td>567,000 円</td></tr> </tbody> </table>	1 棟住戸数	助成限度額	20～49 戸	128,000 円	50～69 戸	174,000 円	70～99 戸	252,000 円	100～250 戸	305,000 円	251～500 戸	420,000 円	501 戸以上	567,000 円
1 棟住戸数	助成限度額														
20～49 戸	128,000 円														
50～69 戸	174,000 円														
70～99 戸	252,000 円														
100～250 戸	305,000 円														
251～500 戸	420,000 円														
501 戸以上	567,000 円														
問 合 せ 先	各総合支所 協働推進課 【芝 地 区 総 合 支 所】 03-3578-3123 【麻 布 地 区 総 合 支 所】 03-5114-8802 【赤 坂 地 区 総 合 支 所】 03-5413-7272 【高 輪 地 区 総 合 支 所】 03-5421-7621 【芝浦港南地区総合支所】 03-6400-0031														

<中層住宅への備蓄品の助成>

概 要	中層住宅に対して備蓄品を助成します。
対 象	地階を除く階数が 3 階から 5 階かつ 10 戸以上の中層住宅
助 成 内 容	備蓄品 携帯トイレ・非常食料・飲料水の中から、5 万円を上限として自由に数量をお選びいただけます。
問 合 せ 先	各総合支所 協働推進課 【芝 地 区 総 合 支 所】 03-3578-3123 【麻 布 地 区 総 合 支 所】 03-5114-8802 【赤 坂 地 区 総 合 支 所】 03-5413-7272 【高 輪 地 区 総 合 支 所】 03-5421-7621 【芝浦港南地区総合支所】 03-6400-0031

<エレベーター用防災チェアまたはエレベーター用防災キャビネットの無償配付>

概 要	共同住宅におけるエレベーターの閉じ込め対策として、設置を希望する共同住宅に無償で保存水などの非常用品の入ったエレベーター用防災チェアまたはエレベーター用防災キャビネットを配付します。
対 象	港区内の共同住宅 ※エレベーター用防災チェアまたはエレベーター用防災キャビネットが未設置の共同住宅のエレベーターに限ります。
問 合 せ 先	防災危機管理室 防災課 地域防災支援係 03-3578-2516

<エレベーター閉じ込め対応訓練>

概 要	共同住宅に設置されているエレベーターを用いて、エレベーターの保守事業者等の説明及び指導の下、地震発生時にエレベーターに閉じ込められた場合を想定し、復旧及び救助を待つ間、安心して対処できるようにするための手順などを学習する体験型の訓練です。
対 象	港区内の共同住宅 ※訓練時間中はエレベーターが停止します。
問 合 せ 先	防災危機管理室 防災課 地域防災支援係 03-3578-2516 各総合支所 協働推進課 【芝地区総合支所】 03-3578-3123 【麻布地区総合支所】 03-5114-8802 【赤坂地区総合支所】 03-5413-7272 【高輪地区総合支所】 03-5421-7621 【芝浦港南地区総合支所】 03-6400-0031

(15) 省エネコンサルタントの派遣（無料）

概 要	集合住宅共用部分の設備改修や運用改善、またそれらの合意形成でのお悩み等にお応えするため、希望する集合住宅の管理組合等に対し、技術専門員を派遣します。
対 象 者	区内の集合住宅（マンション）の管理組合やその管理者
支 援 内 容	電気の契約形態を変更した場合や照明のLED化、人感センサー化、エレベーターのインバーター制御化等、設備を改修した場合に、どの程度電気代や二酸化炭素排出量が削減されるのかを試算し、ご提案します。
問 合 せ 先	環境リサイクル支援部 環境課 地球環境係 03-3578-2496～2498

(16) 高断熱サッシ設置費助成

概 要	省エネルギー化を目的として、高断熱サッシを設置する区民、管理組合等に対し、その経費の一部を助成します。		
要 件	・ 公益財団法人北海道環境財団に登録されている窓およびガラスである ・ 従来設備の改修である ・ 管理組合等の申請においては、原則として全戸、全窓の改修である ※必ず工事着工前に申請してください。		
助 成 額	対象者	助成金算出方法	限度額
	区民	設置に要する経費の 1/4	10 万円
	管理組合等	① 設置に要する経費の 1/4	1,000 万円
		② 施工戸数に 10 万円を乗じた金額 ①、②のいずれか低い金額	
問 合 せ 先	環境リサイクル支援部 環境課 地球環境係 03-3578-2496～2498		

(17) 太陽光発電システム設置費助成

概 要	省エネルギー化を目的として、太陽光発電システムを設置する区民等に対し、その経費の一部を助成します。		
要 件	・ 一般財団法人電気安全環境研究所（JET）又は国際電気標準会議（IEC）の IEC61215-PV-FCS 制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものである ・ 未使用のもの ※必ず工事着工前に申請してください。		
助 成 額	対象者	算出方法	限度額
	区民	最大出力に応じて 10 万円／kW	40 万円
	管理組合等		100 万円
	中小企業者 個人事業者		
問 合 せ 先	環境リサイクル支援部 環境課 地球環境係 03-3578-2496～2498		



(18) 高反射率塗料等材料費助成

概 要	ヒートアイランド対策を目的として、建築物の屋上または屋根に高反射率塗料等の被覆工事を実施する区民等に対し、その経費の一部を助成します。		
要 件	・明度(L*値)が 60 以上または N 値 6.0 以上で、日射反射率(近赤外域)が 60%以上で未使用品 ※必ず工事着工前に申請してください。		
助 成 額	対象者	助成金算出方法	限度額
	区民	① 高反射率塗料等の材料費全額	30 万円
	管理組合等 中小企業者 個人事業者	② 助成対象面積(㎡)に 2,000 円を乗じた金額 ①、②のいずれか低い金額	100 万円
問 合 せ 先	環境リサイクル支援部 環境課 地球環境係 03-3578-2496~2498		

(19) 日射調整フィルム設置費助成

概 要	省エネルギー化を目的として、日射調整フィルムを設置する区民等に対し、その経費の一部を助成します。		
要 件	第三者機関で測定し、遮蔽係数が 0.7 未満、可視光線透過率 65%以上、熱還流率 5.9W/㎡・K 未満である ※必ず工事着工前に申請してください。		
助 成 額	対象者	助成金算出方法	限度額
	区民	① 設置に要する経費の 1/4	4 万円
	管理組合等 中小企業者 個人事業者	② 助成対象面積(㎡)に 4,000 円を乗じた金額 ①、②のいずれか低い金額	40 万円
問 合 せ 先	環境リサイクル支援部 環境課 地球環境係 03-3578-2496~2498		

(20) 蓄電システム設置費助成

概 要	省エネルギー化を目的として、蓄電システムを設置する区民に対し、その経費の一部を助成します。		
要 件	一般社団法人環境共創イニシアチブ(S I I)に登録されているもの ※必ず工事着工前に申請してください。		
助 成 額	初期実効容量に応じて 4 万円/kWh (限度額 20 万円)		
問 合 せ 先	環境リサイクル支援部 環境課 地球環境係 03-3578-2496~2498		

(21) マンション管理組合等向け人感センサー付照明設置費助成

概 要	省エネルギー化を目的として、集合住宅の共用部（ごみ置き場、駐輪場等）に人感センサー付照明（照明の照度を自動制御できるもの）を改修する管理組合等に対し、その経費の一部を助成します。
対 象	次のいずれかの方法で、照明に人感センサーを導入すること ・人感センサー付照明を新設または既存照明器具との交換 ・既存照明器具への人感センサー装置の取付 ※必ず工事着工前に申請してください。
助 成 額	設置に要する経費の 1/2（限度額 25 万円）
問 合 せ 先	環境リサイクル支援部 環境課 地球環境係 03-3578-2496～2498

(22) マンション管理組合等向け LED 照明設置費助成

概 要	省エネルギー化を目的として、集合住宅共用部に LED 照明を改修する管理組合等に対し、その経費の一部を助成します。
要 件	港区集合住宅省エネコンサルタント派遣事業の相談員が提案した「港区マンション省エネ改善提案報告書」に基づき導入する LED 照明設備であること（LED 誘導灯については機器要件があります） ※必ず工事着工前に申請してください。 ※申請にあたっては事前に (15) 省エネコンサルタントの派遣（p33）を申請し、省エネ診断を受診する必要があります。
助 成 額	設置に要する経費の 1/4（限度額 100 万円）
問 合 せ 先	環境リサイクル支援部 環境課 地球環境係 03-3578-2496～2498

(23) 家庭用燃料電池システム（エネファーム）設置費助成

概 要	省エネルギー化を目的として、燃料電池システム（エネファーム）を設置する区民に対し、その経費の一部を助成します。
要 件	・1 台当たりの発電能力が定格出力 0.3kW から 1.5kW までのもの ・貯湯容量が 20 リットル以上の貯湯タンクを有するもので、燃料電池ユニット部の排熱を蓄えられるもの ・JIS 基準（JIS C 8823）に基づく総合効率が低位発熱量基準で 80% 以上のもの ※必ず工事着工前に申請してください。
助 成 額	機器費の 1/4（限度額 15 万円）
問 合 せ 先	環境リサイクル支援部 環境課 地球環境係 03-3578-2496～2498

(24) マンション管理組合等向け高効率空調機器

概 要	省エネルギー化を目的として、集合住宅の共用部の空調を改修する管理組合等に対し、その経費の一部を助成します。												
要 件	・統一省エネラベル☆3以上のもの又は中小企業者向け省エネ促進税制対象機器として指定されたもの ・従来機の入替えであること ※必ず工事着工前に申請してください。												
助 成 額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th><th>算出方法</th><th colspan="2">限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">管理組合等</td><td rowspan="2">設置に要する経費の 1/3</td><td>100 戸以下</td><td>250 万円</td></tr> <tr> <td>101 戸以上</td><td>600 万円</td></tr> </tbody> </table>	対象者	算出方法	限度額		管理組合等	設置に要する経費の 1/3	100 戸以下	250 万円	101 戸以上	600 万円		
対象者	算出方法	限度額											
管理組合等	設置に要する経費の 1/3	100 戸以下	250 万円										
		101 戸以上	600 万円										
問 合 せ 先	環境リサイクル支援部 環境課 地球環境係 03-3578-2496～2498												

(25) アスベスト対策費助成

概 要	アスベストによる環境汚染防止を目的に、区内に対象建築物を所有する個人、中小企業者、共同住宅の管理組合等に検査および除去等工事に係る経費の一部を助成します。※対象要件に関しましてはお問合せください。		
助 成 額	次の対策に要した経費の 1/2 相当額（千円未満切捨て、消費税対象外）		
	対象対策		限度額
	吹付け材等のアスベスト含有検査		10 万円
	除去等 工事	一戸建て住宅のアスベスト除去等	50 万円
共同住宅、事業所等のアスベスト除去等		200 万円	
※必ず工事着工前かつその年度の1月7日までに申請してください。			
問 合 せ 先	環境リサイクル支援部 環境課 環境指導アセスメント係 03-3578-2492		

(26) 高層マンション向け AED 配付事業

概 要	高層マンションにおける突然の心停止時の救命率向上を目的として、救命救急講習の実施・受講など、一定の要件を満たす高層マンションへ AED を無償で配付します。		
対 象	区内に所在する、地上6階以上で住宅戸数20戸以上の高層マンション（分譲マンションの場合は管理組合、賃貸マンションの場合は建物所有者が申請対象となります。）※その他の要件は港区ホームページをご覧ください。		
問 合 せ 先	みなと保健所 生活衛生課 庶務係 03-6400-0041		

4 各種相談制度

(1) 港区の相談窓口

①～⑤については相談できるのは港区在住の人のみとなります。在勤の人、または区内に不動産を所有しているが在住していない人のご相談はできません。全て事前予約が必要です。締め切り日以前から予約は可能です。対象日が休日の場合は、相談はありません。

①すまいの税務相談

概 要	税理士による不動産の取得や相続、贈与等土地・家屋に関する税の相談
日時・予約方法	毎月 第1、2、3、4水曜日 午後1時～4時 1人1時間 【予約方法】 電話で希望相談日の週の月曜正午までに予約(先着3人)
場 所	区民相談室(区役所3階)
問合せ先 予約電話	街づくり支援部 住宅課 住宅支援係 03-3578-2229

②すまいの不動産相談

概 要	宅地建物取引士による不動産取引や賃貸住宅の経営等に関する相談
日時・予約方法	毎月 第1、3水曜日 午後1時～4時 1人1時間 【予約方法】 電話で希望相談日の週の月曜正午までに予約(先着3人)
場 所	区民相談室(区役所3階)
問合せ先 予約電話	街づくり支援部 住宅課 住宅支援係 03-3578-2229

③マンション管理組合運営相談

概 要	マンション管理士による分譲マンションの管理組合運営に関する相談
日時・予約方法	毎月 第2、4火曜日 午後1時～4時 1人1時間 【予約方法】 電話で希望相談日の前週の金曜正午までに予約(先着3名)
場 所	区民相談室(区役所3階)
問合せ先 予約電話	街づくり支援部 住宅課 住宅支援係 03-3578-2229

④マンション管理の法律相談

概 要	弁護士による分譲マンションの管理に関する法律相談
日時・予約方法	毎月 第2、4火曜日 午後1時～4時 1人1時間 【予約方法】 電話で希望相談日の前週の金曜正午までに予約(先着3名)
場 所	区民相談室(区役所3階)
問合せ先 予約電話	街づくり支援部 住宅課 住宅支援係 03-3578-2229

⑤すまいの建築相談

概 要	建築士によるマンションの大規模修繕、リフォーム、建替え等の相談、戸建ての新築や増改築等の相談
日時・予約方法	毎月 第4火曜日 午後1時～4時 1人1時間 【予約方法】 電話で希望相談日の前週の金曜正午までに予約(先着3名)
場 所	区民相談室 (区役所3階)
問 合 せ 先 予 約 電 話	街づくり支援部 住宅課 住宅支援係 03-3578-2229

⑥マンション建替え等相談

概 要	建築士によるマンションの再生(改修、建替え・建物更新、敷地売却)の相談
日時・予約方法	毎月 第3火曜日 午後1時30分～4時30分 1人1時間 【予約方法】 電話で希望相談日の前週の月曜正午までに予約(先着3名)
場 所	区役所6階会議室
問 合 せ 先 予 約 電 話	街づくり支援部 住宅課 住宅支援係 03-3578-2229

⑦生活全般に関する法律相談

概 要	弁護士による金銭貸借、相続、遺言、離婚、交通事故、住まい等の法律問題全般に関する相談
日時・予約方法	毎週 月・水・金曜日 午後1時～4時 水は午後5～7時も 1人25分 【予約方法】 電話で希望相談日1週間前～当日10時までにみなとコールへ。空きがある場合は区民の声センターにて相談日当日午前10時以降も受け付けます。 英語での相談、手話での相談も可能です。お問合せください。
場 所	区民相談室 (区役所3階)
問 合 せ 先 予 約 電 話	みなとコール 03-5472-3710 区民の声センター 03-3578-2054

⑧登記に関する相談

概 要	土地家屋調査士による土地・建物の登記、境界・測量等に関する相談
日 時	毎月 第4木曜日 午後1時～4時
場 所	区民相談室 (区役所3階)
問 合 せ 先 予 約 電 話	東京土地家屋調査士会港支部 03-6907-3771

⑨司法書士による法律相談

概 要	不動産・会社等の登記、相続・空き家問題、成年後見制度等の財産管理の相談
日 時	毎月 第1火曜日 午後1時～4時 【予約方法】電話で平日午前10時～午後5時までに連絡
場 所	区民相談室（区役所3階）
問 合 せ 先 予 約 電 話	東京司法書士会港支部 相談部担当 070-1458-3710

⑩民泊に関する相談

民泊制度全般や 事業に関すること	みなと保健所生活衛生課環境衛生指導係 03-6400-0042 03-6400-0088
騒音等の生活環境への 悪影響に関すること	各総合支所 協働推進課 【芝地区総合支所】 03-3578-3123 【麻布地区総合支所】 03-5114-8802 【赤坂地区総合支所】 03-5413-7272 【高輪地区総合支所】 03-5421-7621 【芝浦港南地区総合支所】 03-6400-0031
ごみの処理に関すること	みなとリサイクル清掃事務所作業係 03-3450-8025

(2) 東京都が紹介する相談窓口

①分譲マンション総合相談窓口

概 要	マンション管理士が、日常の維持管理や再生に関する相談のほか、東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例に基づき、令和2年4月から開始した管理状況届出制度に関するお問合せにもお答えします。
問 合 せ 先	公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター 03-6427-4900

②マンションのリフォーム等に関する相談窓口

相 談 先	公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター(住まいのダイヤル) (住まいについて様々な相談を行う団体)
相談内容	リフォーム工事での困りごと、わからないことなどについての相談
問合せ先	0570-016-100 (ナビダイヤル) (PHS、一部のIP電話は 03-3556-5147) 月～金曜日 10:00～17:00 (祝休日、年末年始を除く)

③マンションの大規模修繕、耐震改修、建替え等の資金の融資に関する相談窓口

相 談 先	独立行政法人 住宅金融支援機構
問合せ先	① マンション共用部分リフォーム融資 03-5800-9366 ② 建替えに関わるまちづくり融資による資金の借入れ 03-5800-8104 月～金曜日 9:00～17:00（祝休日、年末年始を除く）

☆東京都のマンション改良工事助成制度

概 要	分譲マンションの適正な維持管理の促進を目的として、建物の共用部分の外壁塗装や屋上防水、バリアフリー化など、計画的に改良・修繕する管理組合に対し、(独)住宅金融支援機構と連携した助成（利子補給）を実施するものです。
対 象	都内の分譲マンションの管理組合
助 成 内 容	(独)住宅金融支援機構のマンション共用部分リフォーム融資を利用する管理組合に対し、最長 20 年間、1%（機構の金利が 1%未満の場合は、当該金利）を利子補給します。申込資格、受付期間等がございますので、必ず確認してください。
問 合 せ 先	住宅政策本部 民間住宅部 マンション課 マンション施策調整担当 03-5320-7532

☆管理状況届出制度

制度の内容	「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」が平成 31 年 3 月に制定され、それに伴い要届出マンションの管理組合に管理状況について届け出ていただくものです。これは 5 年ごとの更新が必要です。
要届出マンション	昭和 58（1983）年 12 月 31 日以前に新築されたマンションのうち、居住の用に供する独立部分が 6 室以上であるもの
届出方法	① インターネットで管理状況届出システムへの入力 東京都マンションポータルサイトをご覧ください。 ② 港区住宅課へ提出 郵送もしくは持参（郵送にかかる費用は各自ご負担ください）
問 合 せ 先	公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター 03-6427-4900



☆東京とどまるマンション情報登録・閲覧制度

概 要	災害時でも自宅での生活を継続しやすい共同住宅(マンション等)の情報について、都が登録・公開するものです。登録されたマンションは東京都の各補助金制度が利用できます。
対 象	都内の分譲マンションの管理組合、賃貸マンションの所有者
注 意 事 項	耐震性を有し、所定の防災の取り組みを行った登録基準を満たす共同住宅が対象です。詳しくはお問合せください。
問合せ先	公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター 03-6427-4900

☆マンションみらいネット

概 要	マンション管理組合の運営状況等（建物等の概要、管理組合の活動状況、過去の修繕履歴、図書の保管状況等）を登録すると、インターネットを通して随時閲覧できるようになります。また、登録情報の一部を公開することにより、管理が適正なマンションとしての信頼や評価の獲得が期待できます。
問合せ先	公益財団法人 マンション管理センター 企画部 03-3222-1518

☆港区マンション管理計画認定制度

制度の内容	マンションの管理組合が作成した管理計画が、一定の基準を満たす場合に、港区から認定を受けることができる制度です。
認定基準	・管理組合の運営・修繕等の必須基準を満たすマンションを「みなと認定マンション」に認定します。 ・必須基準に加え、社会貢献の取組を評価すべく、5つのカテゴリー（防災対策、コミュニティ形成、省エネ対策、子育て対応、高齢者対応）による選択基準のうち、いずれかを満たすマンションを「みなと認定マンションプラス」として認定します。 ※詳しくはお問い合わせください。
認定のメリット	①良質な管理水準が維持され、市場において高く評価されることで、管理意識が向上し、管理の適正化に繋がります。 ②住宅金融支援機構の「フラット 35」及び「マンション共用部分リフォーム融資」の金利の引下げや「マンションすまい・る債」の利率上乗せ、さらに長寿命化に資する大規模修繕工事（令和 9 年 3 月 31 日までに 2 回目の工事）を行ったマンションは、マンション長寿命化促進税制（固定資産税の減税）の対象となることがあります。
問合せ先	街づくり支援部 住宅課 住宅支援係 03-3578-2223、2224、2229

港区すまいのガイドブック 各種住宅施策のご案内

発行 港区街づくり支援部 住宅課 住宅支援係

〒105-8511
東京都港区芝公園一丁目5番25号
電話 03-3578-2346
(令和8年7月)

